

## IV 災害に備える

### IV-1 情報を得る

#### IV-1-1 災害情報を自ら入手する

- ・災害から身を守るためには、情報を自ら入手し、避難を判断することが重要です。
- ・自ら情報を入手する手段として、テレビ、ラジオ、浜松市防災ホットメール、インターネット、緊急速報メール（エリアメール）があります。
- ・台風や大雨時は、停電によりテレビやインターネットが見られなくなったり、同報無線や広報車からの情報が聞き取りにくいなど、情報が届かない状況も予想されます。
- ・ラジオの準備や事前に「浜松市防災ホットメール」へ登録しておくなど、いざという時も確実に情報を入手できるように準備しておきましょう。

#### (1) テレビ、ラジオ

- ・テレビは最も普及している情報媒体であり、「緊急地震速報」「震度情報」「東海地震に関する情報」などを入手できます。
- ・停電時はラジオが主な情報源になります。特に、手回し式充電機能付きの携帯ラジオは乾電池がなくても使用できるため大変便利です。
- ・地元FM局である「エフエム Fm Haro!」（周波数 76.1MHz）は、浜松市と災害協定を締結しており、災害時には浜松市災害対策本部から地域の災害情報を優先的に放送します。



ラジオ放送局・周波数一覧

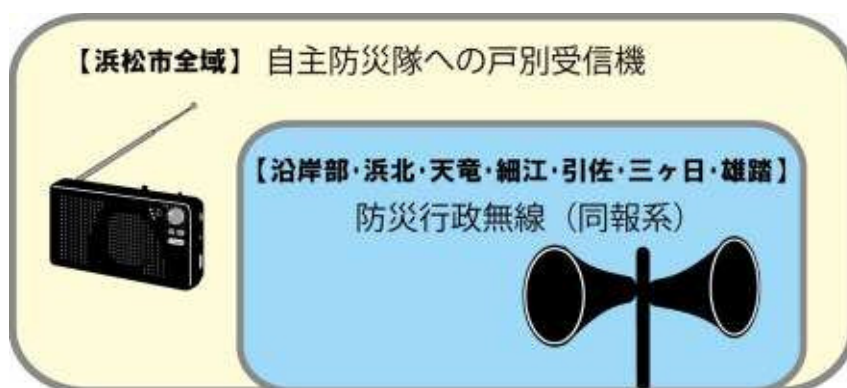
放送局名		周波数
FM	<b>Fm Haro!</b>	<b>76.1MHz</b>
	NHK浜松	82.1MHz
	NHK佐久間	84.8MHz
	NHK東佐久間	83.8MHz
	NHK春野	84.5MHz
	NHK水窪	84.1MHz
	K-MIX	78.4MHz
AM	NHK第1浜松	576KHz
	NHK第1佐久間	1341KHz
	NHK第1水窪	1584KHz
	SBS	1404KHz

## (2) 同報無線

- ・災害時に情報を得る手段として同報無線があります。
- ・同報無線は、屋外に設置された拡声スピーカーから放送が流れる屋外子局タイプと、避難所や自主防災隊などに配備されていて室内で放送を聞くことができる戸別受信機タイプの2種類があります。
- ・ただし、台風時などは同報無線の放送が聞こえない場合があります。同報無線の他にもラジオや携帯電話などで情報を入手できる手段を備えておきましょう。



### ■市内における同報無線配備状況



### (3) 浜松市防災ホットメール

- ・浜松市が、登録した人の携帯電話などに「防災情報」、「地域情報」、「気象情報」などを電子メールで配信するサービス（登録無料）です。ただし、通信費は利用者の負担となります。
- ・一度登録すれば、各種災害情報を受け取ることができるため、早めの避難行動に役立てることができます。
- ・災害発生が予想される場合などの「避難所開設情報」についても、浜松市防災ホットメールで提供しています。

#### ■浜松市防災ホットメールに登録した携帯電話などに届く情報

(※下記のグレー着色項目(緊急情報、環境情報、健康情報)は登録する際の必須項目)

<b>緊急情報</b> 避難準備情報、避難勧告・指示、東海地震の緊急情報など	<b>環境情報</b> 大気汚染情報(光化学オキシダント情報)など	<b>健康情報</b> 感染症(新型インフルエンザ)情報など
<b>防犯情報</b> 市内の警察署からの情報や市からのお知らせ	<b>地域情報</b> 区役所や協働センターが同報無線で放送している情報	<b>注意報・警報</b> 注意報・警報の発表または解除のお知らせ(気象庁の情報)
<b>地震情報</b> 市内で観測した地震の情報(気象庁の情報)	<b>津波情報</b> 静岡県沿岸部の津波注意報・警報の発表または解除のお知らせ(気象庁の情報)	<b>火災情報</b> 火災の発生、鎮火の情報をお知らせ

#### ■浜松市防災ホットメールの登録方法

##### 【携帯電話の場合】

①バーコードリーダー機能付きの場合、右の「登録用QRコード」を読み取り、空メールを送信すると、「登録案内」のURLアドレスが返信されてきますので、アクセスして「登録案内」に進んでください。

バーコードリーダー機能がない場合は、下記の「空メール用アドレス」を直接入力して送信してください(件名、内容は入力不要)。

空メールアドレス [entry@city-hamamatsu.jp](mailto:entry@city-hamamatsu.jp)



登録用QRコード

②浜松市携帯用サイト「ちょいはま」からも「登録案内」へアクセスできます。

携帯サイト用URL <https://service.sugumail.com/hamamatsu/mobile/>

##### 【パソコンの場合】

- ・パソコンから登録する場合は、下記から「登録案内」に進んでください。(パソコンから携帯電話のアドレスで登録することもできます)

パソコン用URL <https://service.sugumail.com/hamamatsu/html/>

#### (4) 緊急速報メール（エリアメール）

- ・緊急速報メールとは、携帯電話会社による携帯電話利用者向けの災害・避難情報伝達手段で、携帯電話基地局エリアの範囲内に滞在する、緊急速報メール受信機能を持つ全ての携帯電話端末に情報を配信するシステムです。
- ・自身の携帯電話が、緊急速報メール受信機能を持つ機種であるかは携帯電話各社のホームページから確認できます。

##### 【配信情報】 緊急地震速報

災害・避難情報

津波情報

##### 【緊急速報メールの特徴】

- ①災害・避難情報を回線混乱の影響を受けずに受信することができる
- ②緊急速報メールが配信されると即時に受信し、携帯電話の画面に配信内容を自動表示し、専用の警戒音で知らせる（ただし、圏外や通信中は受信できない）
- ③月額使用料、通信料、情報料は一切無料
- ④緊急速報メールは、配信エリアの対応携帯電話へ直接配信する仕組みであるため、観光や仕事で本市を訪れている人も受信可能（事前登録不要）

##### 【配信エリア】 市内一斉もしくは行政区単位で配信

##### ■携帯電話各社の緊急速報メールの詳細案内先

株式会社NTTドコモ 緊急速報「エリアメール」	検索キーワード	ドコモ エリアメール <input type="button" value="検索"/>
KDDI株式会社 緊急速報メール	検索キーワード	KDDI 緊急速報メール <input type="button" value="検索"/>
ソフトバンクモバイル株式会社 緊急速報メール	検索キーワード	ソフトバンク 緊急速報メール <input type="button" value="検索"/>

## (5) インターネット

- ・浜松市のホームページから、以下の防災関連情報を入手することができます。

情報の種類	サイト名	検索キーワード
市内の最新の災害情報	・浜松市の災害情報 (Yahoo! ブログ)	浜松市 災害情報 ブログ 検索
雨量情報	・サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	浜松市 災害情報 検索
河川水位情報		
土砂災害警戒情報		
地震震度情報		
津波警報・注意報		
気象情報		
停電情報	・中部電力	

浜松市ホームページトップ>>「災害・防災等に関する情報」のページにある防災関連リンク集（下図参照）へ

### ■浜松市の災害情報（Yahoo! ブログ）のトップ画面



### ■浜松市ホームページ 防災関連リンク集のページ画面

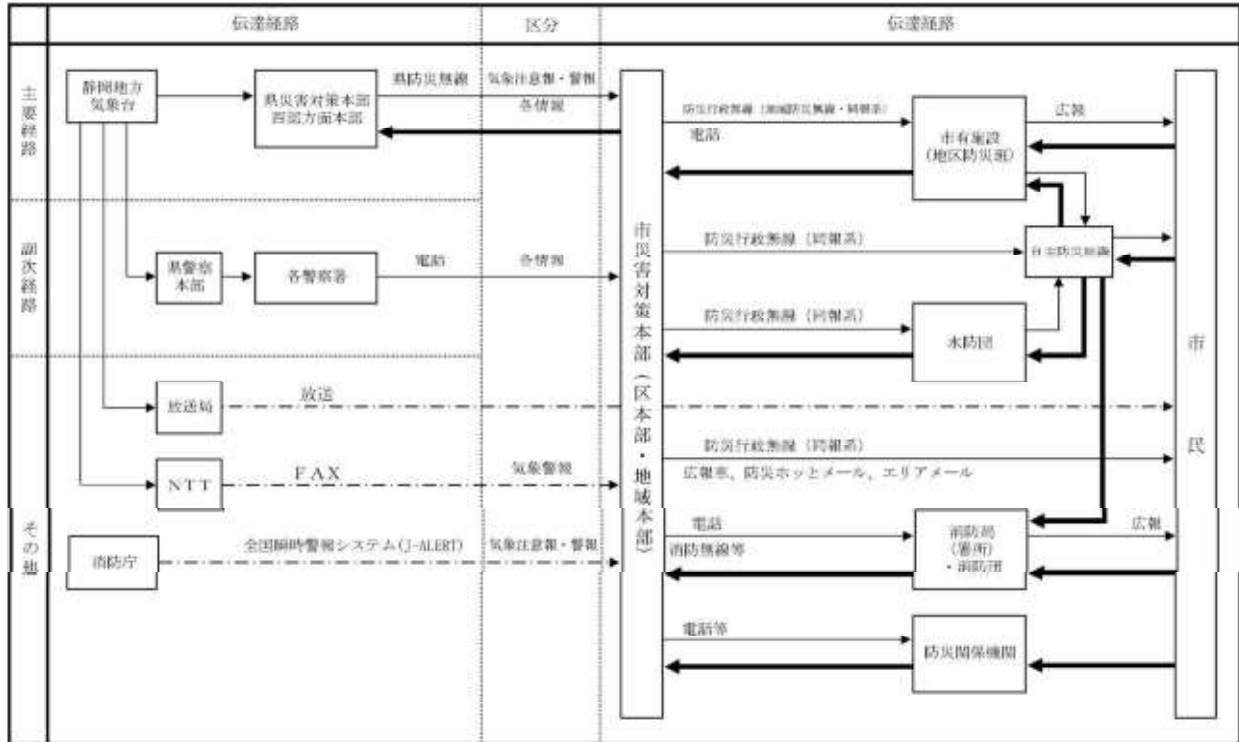


## IV-1-2 情報伝達体制

### (1) 地震・風水害時の情報伝達の流れ

- ・地震や風水害時の情報伝達の流れは、以下を基本とします。
- ・地域の水防団および自主防災組織（自主防災隊）は、浜松市災害対策本部からの情報を無線等で受信し、住民に災害情報を伝達します。
- ・大地震時に津波が発生するおそれがある場合は、情報伝達の時間がないため、住民および全ての組織が「率先避難」の考え方で自ら避難します。

#### ■通信情報網

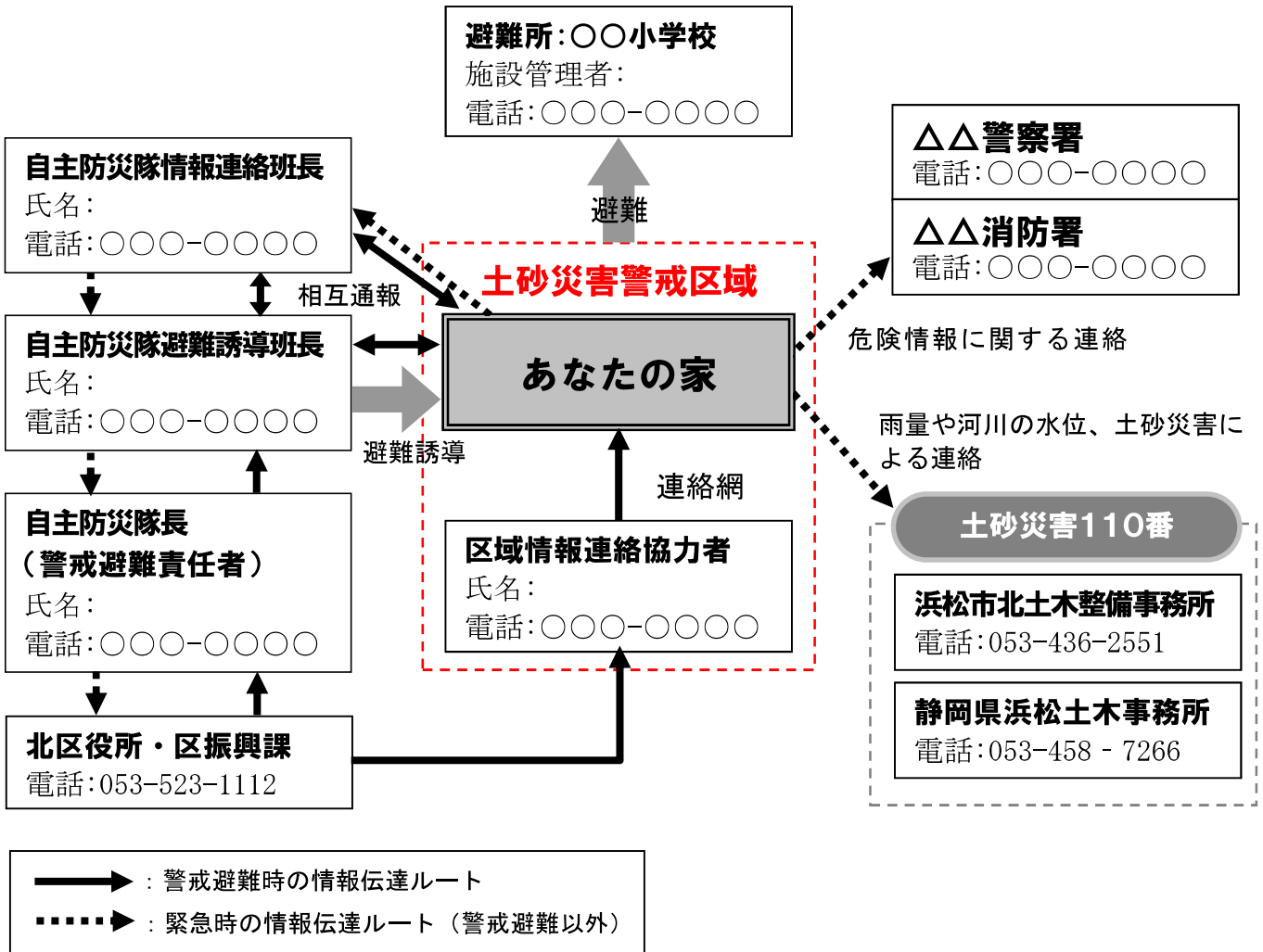


(出典：浜松市地域防災計画（平成24年4月）)

## (2) 土砂災害時の情報伝達の流れ

土砂災害警戒区域における情報伝達の流れは、以下を基本とします。

### ■土砂災害警戒避難計画 情報連絡網



### IV-1-3 家族・知人の安否を確認する

- ・地震などの大きな災害が発生すると、被災地への電話が殺到し、回線が混乱してつながりにくくなります。東日本大震災の発生直後には、携帯電話会社によっては、最大で平常時の60倍以上の通話が一時的に集中しました。
- ・災害発生時に家族や知人と連絡を取り合えるよう、日ごろからいざという時の安否確認方法を家庭内で決めておく必要があります。
- ・通信各社では、災害発生時の通信の混乱の影響を避けながら家族・知人の安否を確認する手段として「災害用伝言ダイヤル」「災害用伝言板」などのサービスを提供しています。

#### (1) 災害用伝言サービス

##### ① 災害用伝言ダイヤル「171」

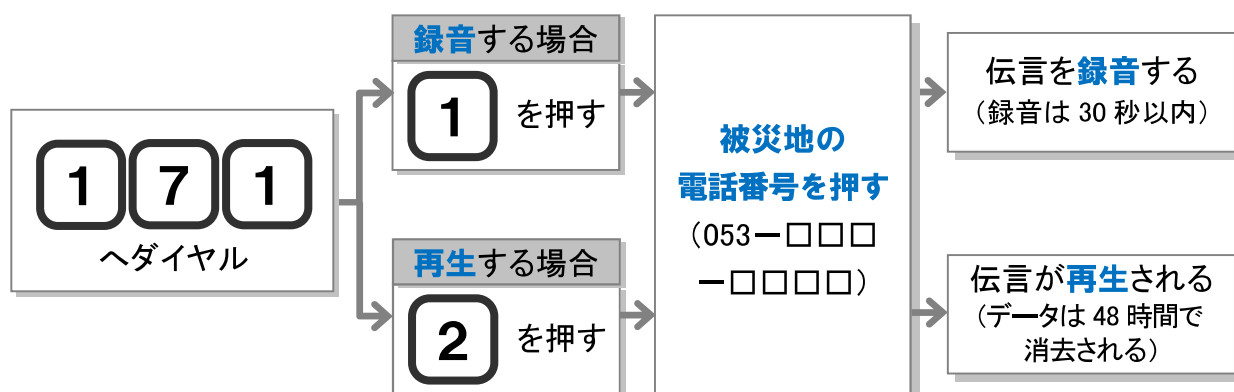
- ・震度6弱以上の地震発生時などに開設されるNTTの災害用伝言サービスです。
- ・被災時、家族や知人の安否確認や避難場所の連絡などに役立ちます。

##### ■災害用伝言ダイヤルの特徴

提供開始	・地震などの災害発生時など、被災地の人の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合に開始される
登録できる電話番号 (被災地電話番号)	・災害により電話がかかりにくくなっている地域 ・エリアの設定はおおむね都道府県単位
伝言録音時間	・1伝言あたり30秒
伝言保存期間	・録音してから48時間(体験利用時は6時間)
伝言蓄積数	・電話番号あたり1~10伝言(提供時に知らせがある)
利用料金	・伝言の録音・再生時の通話料のみ必要
体験利用日	・毎月1日、15日、1月1~3日 ・防災週間:8月30日(午前9時)~9月5日(午後5時) ・防災とボランティア週間:1月15日(午前9時)~1月21日(午後9時)

(資料:NTTホームページ)

##### ■災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法(音声案内に従う)



##### 【録音する時の注意点】

- 1 電話番号が間違っていないか確かめるため、まずは伝言を再生してみる(他人の伝言が再生された場合、電話番号を確かめた上で再度ダイヤルする)
- 2 録音する時は、自分の名前や場所名などを具体的に録音する  
例 ×「お父さんです。いま避難所に着きました」  
○「お父さんの悟です。いま避難所になっている〇〇小学校に着きました」



## ②災害用伝言板

- ・震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した時に携帯電話を利用して安否情報の登録、確認ができるサービスです。
- ・携帯電話やスマートフォンなどのインターネット接続機能で、被災地の人が文字で伝言を登録し、携帯電話などをもとに全国から伝言を確認できます。(スマートフォンでの利用については、各社ホームページで確認してください。)

### 【伝言の登録方法】

- 1 携帯電話などから災害用伝言板にアクセスする
- 2 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択する  
(登録は被災地域内の携帯電話からのみアクセスが可能)
- 3 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で100文字以内のコメントを入力する
- 4 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了

### 【伝言の確認方法】

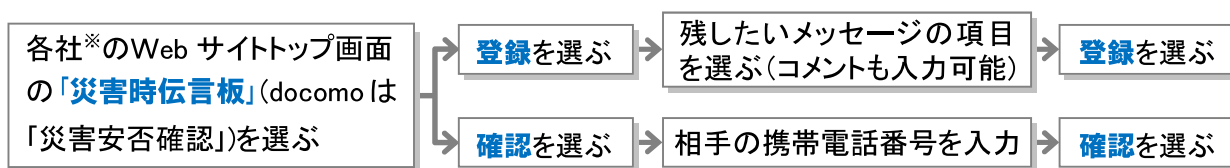
- 1 災害用伝言板にアクセスする (伝言の確認はパソコンから可能)
- 2 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択する (確認は全国からアクセスが可能)
- 3 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し「検索」を押す
- 4 伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択する

### 【注意点】

- ・1電話番号あたり、最大10伝言まで登録可能  
(10件を超える伝言は古いものから上書きされる)
- ・伝言の保存期間は、1つの災害で災害用伝言板を終了するまで
- ・利用料やパケット通信料は無料 (他社の災害用伝言板へのアクセスにはパケット通信料が必要)
- ・サービス提供の開始、登録可能地域などの運用方法は、状況に応じて各電気通信事業者が設定し、テレビやラジオ、インターネットで告知される

(出典：総務省ホームページ)

### ■災害用伝言板の利用方法



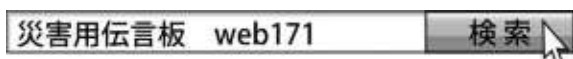
※docomo、au、SoftBank、WILLCOM、EMOBILE

### ③災害用伝言板「web171」

- ・前頁の災害用伝言板が電話で音声を録音する伝言サービスであるのに対し、web版は文字を登録する伝言サービスです。
- ・携帯電話やスマートフォンなどから、固定電話や携帯電話の番号を入力して安否情報(伝言)の登録、確認を行うことができます。

#### 【操作手順】

- 1 <https://www.web171.jp/>へアクセスする



- 2 連絡を取りたい人の固定電話番号や携帯電話番号を入力する
- 3 伝言を登録・確認する  
(事前の設定で閲覧者を限定することも可能)

#### 【登録できる伝言】

- ・文字 (1 伝言あたり全角 100 文字まで)

#### 【注意点】

- ・1 電話番号あたり 20 伝言まで
- ・伝言保存期間は、サービス提供終了まで、最大で6ヶ月程度
- ・利用料は不要

(出典：総務省ホームページ)

### (3) 公衆電話

- ・災害発生時は、一般電話より公衆電話（緑色とグレー）の方がつながりやすく、大規模な災害時は、緊急措置として無料で開放されます。

■緑色の公衆電話：10円玉を投入すれば使用可能  
(10円は戻ってきます)

■グレーの公衆電話：受話器を取るだけで使用可能



- ・公衆電話の位置は、「NTT西日本ホームページ」で検索できます。

URL	<a href="http://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/index.html">http://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/index.html</a>
検索キーワード	公衆電話 設置場所 <input type="button" value="検索"/>

#### ■公衆電話設置場所の検索ページ



### (4) 連絡中継点

- ・災害発生時は被災地外から被災地へ電話が集中してつながりにくくなり、逆に被災地から外部へは比較的つながりやすい状況になります。
- ・このため、家族内で遠くに住む親せきや知人を連絡中継点として決めておきましょう。

#### ■連絡中継点を介しての安否確認のイメージ



## IV-2 家庭での備え

### IV-2-1 家の安全対策

#### (1) 屋内の安全対策

##### ①地震・津波編

- ・国による南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月29日発表）では、浜松市は最大震度7と想定されています。
- ・震度7は、耐震性の低い木造建物が倒壊し、室内もほとんどの家具が大きく移動する強い揺れです。屋外へ避難するためにも家庭での事前の備えが大変重要となります。
- ・家具の転倒や落下でけがをしたり、避難経路や出入口をふさがれてしまうと屋外への避難の支障となります。特に、津波の浸水が予想される地域では、地震発生後すぐに高台や津波避難ビルなどに避難する必要があり、避難経路の確保は大変重要です。
- ・家屋の耐震化や家具の固定など、事前にできる備えを必ず行いましょう。

#### 【家の中の安全対策】

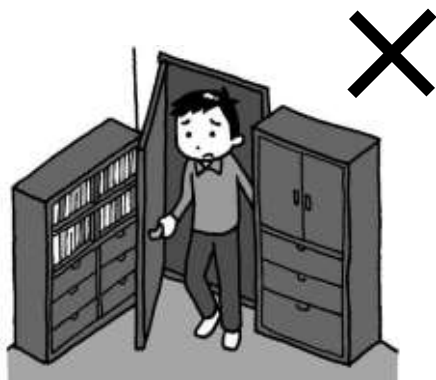
##### ■家具のない安全なスペースを確保する

- ・背の高い家具などは、長時間家族が過ごす部屋には置かない



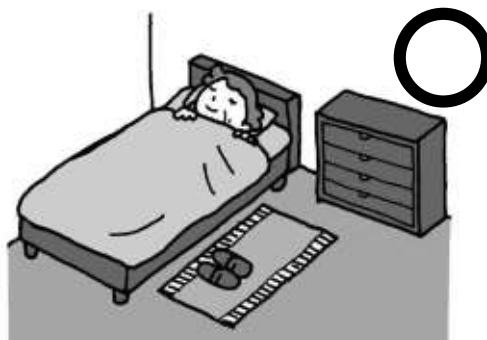
##### ■出入口付近や通路には家具や物を置かない

- ・玄関や廊下に家具が倒れると逃げ道がなくなってしまうため、出入口付近には家具などを置かない



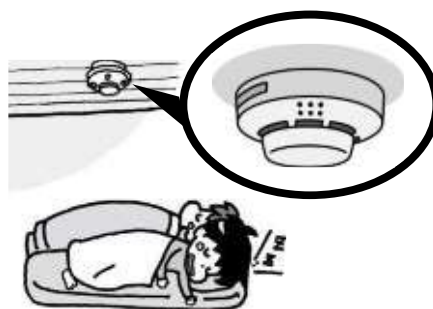
##### ■寝室の家具の配置を工夫する (特に子どもや高齢者などの部屋)

- ・倒れても下敷きにならない家具の配置にする
- ・寝室にスリッパや靴を置いておく



##### 住宅用火災警報器の設置

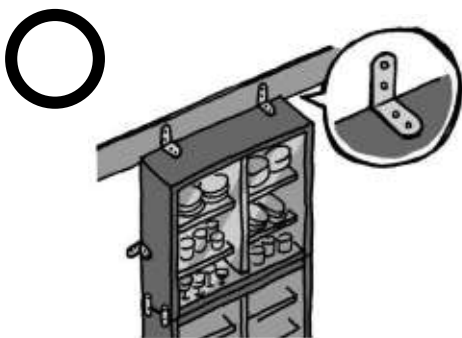
- ・平成18年から「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられている。火災発生を防ぐために寝室などへ設置する



## 【家具の安全対策】

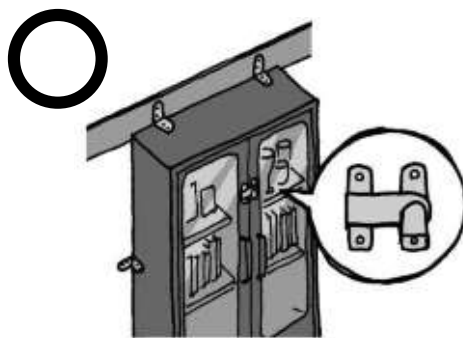
### ■家具の固定

- ・ L字金具などで固定する
- ・ 2段重ねの家具は、つなぎ目を金具で連結する



### ■開き戸への留め金具の取り付け

- ・ 扉が開かないように留め金具をつける
- ・ 食器の下に滑りにくい素材のシートやふきんを敷く



### ■ガラスの飛散防止

- ・ 窓ガラスに飛散防止フィルムをはる、もしくは強化ガラスに替える
- ・ 食器棚のガラスにも飛散防止フィルムをはっておく



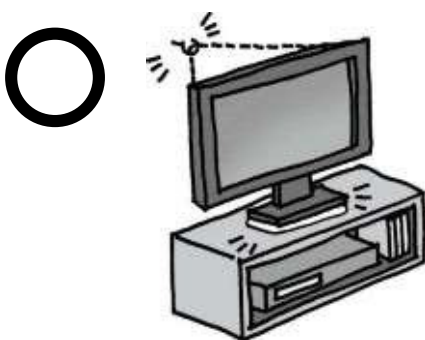
### ■壁・天井

- ・ 壁に飾った額縁を外す
- ・ 天井から吊るす照明などはやめて、取り付け型に替える



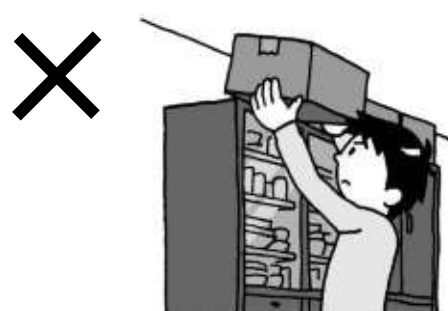
### ■テレビの固定

- ・ できる限り低い位置に置き、金具や固定マットなどで固定する



### ■収納

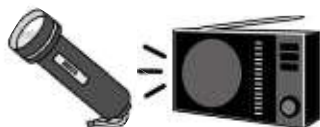
- ・ 家具の上など、高いところに重い物を置かない
- ・ 重い物は家具の下部に、軽い物は上部に収納する



## ②風水害・土砂災害編

### ■停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオを準備する

- ・停電時でも最新の情報を入手できるようにラジオ（手回し充電機能付きラジオが便利）を準備する



### ■断水に備えて飲料水、生活用水を確保する

- ・台風や大雨が近づいたら水を確保する
- ・高い建物では上水道を上階にあげるために給水ポンプで加圧しており、停電により水道水が止まるおそれがある

### ■避難に備えて貴重品などの非常持出品を準備する

- ・避難所へ行く場合や長時間自宅の2階に避難する場合などのため、非常持出品を準備しておく

### ■台風や雨・風に関する情報に注意する

- ・テレビ、ラジオ、同報無線、浜松市防災ホットメールなどからの情報に注意し、避難のタイミングを判断する

### ■むやみに外出せず、外出時は早めに帰宅する

- ・大雨時や停電時の夜間の外出は大変危険なため、浸水のおそれのある地域に居住している人は早めに避難する

### ■浸水などのおそれがある地域では、家財道具などを高い場所へ

- ・浸水のおそれがある地域の戸建住宅では、大事な家財などを2階に運んでおく

### ■高齢者、乳幼児、病人、障がいのある人などは安全な場所へ

- ・移動に時間を要する災害時要援護者などは早めの避難を心掛ける

### ■家族が離れ離れになった場合の連絡方法を確認しておく

- ・家庭内で事前に連絡中継地点（4-11ページ参照）などを決めておく

### ■日ごろから備えておきたいこと

- ・停電時の備えとして、日ごろから枕元に懐中電灯を準備しておく
- ・土砂災害被害の軽減のため、がけから遠い2階を寝室として使用する



## (2) 屋外の安全対策

- ・屋内だけでなく、日ごろから建物や屋外の備えについても行うようにしましょう。

### ①地震編

- ・地震に対する備えとして、家屋倒壊で下敷きにならないよう建物の耐震化が重要です。特に、昭和56年以前に建てられた建物は旧耐震基準で設計されており、地震の揺れで倒壊する可能性が高くなっています。耐震診断を受け、耐震化を行いましょう。



#### 1 建物の耐震化

- ・耐震診断を受け、住宅の耐震補強を行う  
(木造住宅には補助制度あり、4-18ページ参照)

#### 2 ベランダ

- ・植木鉢や物干し竿など、落下しそうな物は片付ける



#### 3 屋根

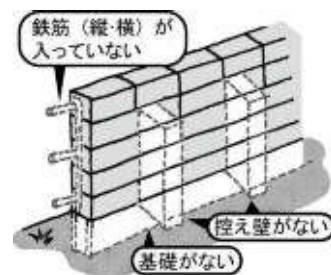
- ・アンテナを補強する
- ・屋根瓦にひび割れ、ずれ、はがれがないか確認し、ある場合は補強する

#### 4 ブロック塀

- ・地中にしっかりとした基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは補強する  
(補助制度あり、4-20ページ参照)

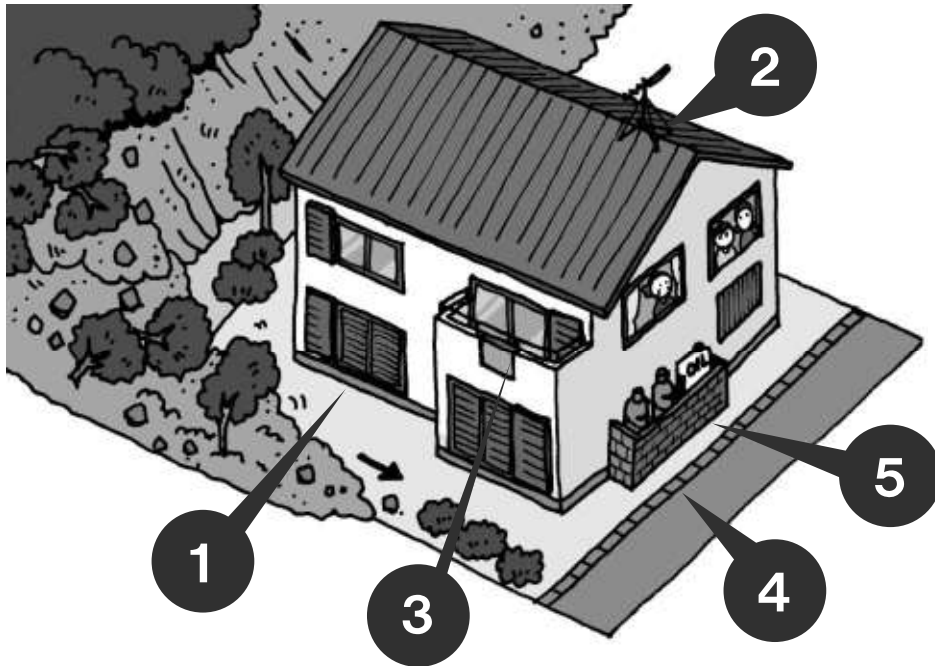
#### 5 プロパンガス

- ・ガスボンベは鎖でしっかり固定しておく



## ②風水害・土砂災害編

- ・日ごろから風水害や土砂災害に対する事前の備えを行っておきましょう。
- ・屋外の対策は台風や大雨の中で行うことは大変危険です。必ず天気の良い日、台風や大雨が来る前（天候が変わる前）に行うようにしましょう。



### 1 窓・雨戸

- ・雨戸にがたつきやゆるみはないか確認し、雨戸やシャッターを閉める
- ・強風による飛来物などに備えて、外側から板などでふさぐ
- ・浸水のおそれがある地域では「水のう」などを使って家屋への浸水を防ぐ（次頁参照）
- ・【土砂災害】がけ崩れなどの被害を軽減するため、がけ地側の窓や雨戸を丈夫なものにする

### 3 ベランダ・家のまわり

- ・風で飛ばされそうな物（植木鉢、物干し竿など）を片付ける

### 5 外壁・プロパンガス

- ・壁に亀裂はないか確認する
- ・プロパンガスのボンベは鎖でしっかりと固定する
- ・【土砂災害】プロパンガスのボンベなど、危険なものはがけ地側には設置せず、防護壁などで保護する

### 2 屋根

- ・アンテナを補強する
- ・屋根材が風で飛ばされないように点検する（瓦のひび割れ、ズレ、はがれ、トタンのめくれなどはないか）
- ・強風時などに屋根に上がるのは大変危険なため、必ず天気の良い日、天候が変わる前に行く

### 4 排水溝・側溝

- ・排水溝の水の流れを良くする
- ・側溝を掃除し、水の流れを悪くする落ち葉などを取り除く



### 6 カーポート

- ・屋根が突風に飛ばされないように固定する



### 【参考】家庭にあるものを活用して「水のう」をつくる

- ・台風や大雨が予想される場合、水深の浅い初期段階では家屋の浸水を防止するための土のうや水のうが役立ちます。
- ・土のうは土砂が必要となりますが、水のうであればビニールゴミ袋、ダンボール箱といった家庭内にある物を利用して簡単につくることができます。

#### 簡易水のうの作り方

- ・45リットル程度のゴミ袋を二重にし、中に半分程度の水を入れる

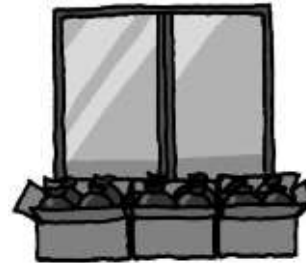
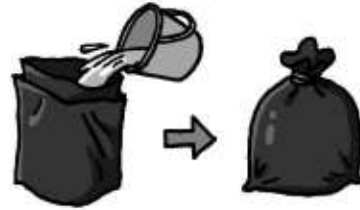
(水を入れすぎると持ち運びできなくなるため注意)

- ・水は扉の下の隙間から入ってくるため、扉や窓の前に隙間なく水のうを並べる

(ダンボール箱に入れると持ち運びに便利)

- ・水のうは二段重ねにできないため、10cm程度の浸水にしか耐えられない

- ・風呂場の排水口の上に水のうを置いておけば、下水の逆流を防ぐこともできる



### (3) 各種補助制度

#### ①「TOUKAI（東海・倒壊）-0」総合支援事業

- ・昭和 56 年 5 月 31 日の建築基準法改正以前に建てられた建物は、旧耐震基準で設計されており地震の揺れにより倒壊する可能性が高くなっています。自宅が昭和 56 年以前の建物である場合、すぐに専門家による耐震診断を受けましょう。
- ・浜松市では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅など、一定の条件を満たす住宅を対象に、無料耐震診断や耐震改修に係る補助制度を設けています。詳しくは、浜松市役所建築行政課（TEL:053-457-2473）まで問い合わせてください。

#### ■木造家屋の無料耐震診断や耐震改修の流れの例

##### ステップ 1：専門家による無料耐震診断

- ・希望者に「静岡県耐震診断補強相談士」を無料で派遣し、簡単な耐震診断を行っています。
- ・ご希望の方は電話で建築行政課(上記参照)までお申し込みください。



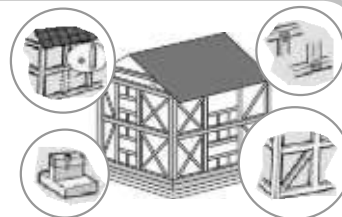
##### ステップ 2：補強計画の作成

- ・耐震補強工事に必要な補強計画を作成します。
- ・補強計画を作成するための費用に対し補助制度があります。



##### ステップ 3：耐震補強工事

- ・作成した補強計画に基づき、適切な耐震補強工事を行います。
- ・耐震補強工事に必要な費用に対し補助制度があります。



## ②耐震シェルター整備事業

- ・浜松市では、地震発生時に住宅の倒壊から命を守るための対策の1つとして、平成24年度から「耐震シェルター整備事業」を開始しました。
- ・耐震シェルターとは、大地震時に家具の転倒から命を守るため、安全な屋内空間を確保する装置のことです。事業概要は以下のとおりです。詳しくは、浜松市役所建築行政課（TEL:053-457-2473）まで問い合わせてください。



耐震TBシェルター「鋼耐震」  
(仕上げ工程前)



木質耐震シェルター



耐震シェルター「レスキュールーム」  
(仕上げ工程前)

### 【耐震シェルター整備事業の概要】

#### ■補助対象住宅（以下の全てに該当することが条件）

- 1 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- 2 居住の用に供している地階を除く階数が2以下の住宅で、1階に耐震シェルターを設置するもの
- 3 耐震診断などにより1階の上部構造評点が1.0未満である住宅（上部構造評点とは、木造建築物の地震に対する安全性の評価を指標として数値化したもの）
- 4 木造住宅耐震補強助成事業または浜松市耐震シェルター整備事業による補助を受けていない住宅

#### ■補助対象者

- ・上記の「補助対象住宅」の所有者または使用者（当該住宅の使用に係わる賃貸借契約または使用賃貸借契約の当事者である者に限る）で市税を滞納していない人

#### ■補助対象金額

- ・耐震シェルター本体またはその設置に要する経費（設置のための床下工事その他の附帯工事を除く）の2分の1以内の額とし、125,000円を限度とする。

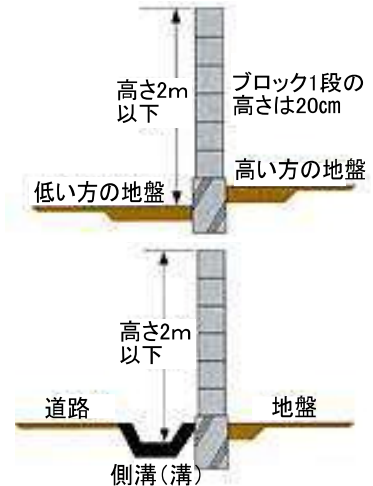
### ③ブロック塀等耐震化促進事業

- ・ブロック塀は、建築基準法に造り方の基準が定められています。自宅のブロック塀が基準に適合しているか点検し、ひとつでも適合していない項目がある場合は専門家に相談して改善しましょう。
- ・ブロック塀の代わりに生垣やネットフェンスにすることで防犯性や耐火性も高まります。
- ・浜松市では、耐震性の低いブロック塀の撤去や造り替えについての助成制度を設けています。詳しくは、浜松市役所建築行政課(TEL:053-457-2473)まで問い合わせてください。

#### ■ブロック塀のチェック項目

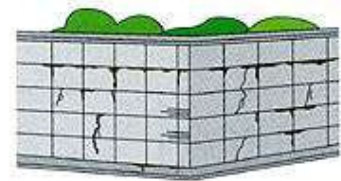
##### ☐点検1 塀は高すぎないか

- ・塀の高さが地盤から2m以下かどうか調べてみましょう。
- ※地盤に差がある所は、低い方の地盤から計る
- ※側溝(溝)に沿った所は、側溝の底から計る
- ※ブロック1段の高さは20cm



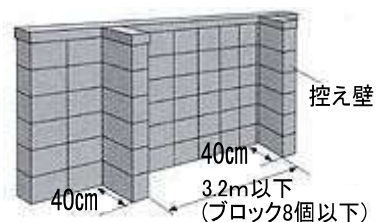
##### ☐点検2 塀の傾き、ひび割れはないか

- ・塀が傾いたり、ひび割れしていないか、また鉄筋が錆びていないか調べてみましょう。
- ※鉄筋の入っている所に沿って茶色ににじんでいたたり、はじけていたら、中の鉄筋が錆びている



##### ☐点検3 控え壁はあるか(塀の高さ1.2m以上の場合)

- ・控え壁が塀の長さ3.2mごとにある
- ・控え壁の長さが40cm以上ある



#### ■助成制度の概要

市が実施する事前の現地調査により、地震発生時に倒壊または転倒の危険性があると判断された以下のブロック塀など

- ・道路または避難地に面している
- ・道路からの高さが80cm以上、かつブロック塀の場合は3段以上

ブロック塀などの撤去について助成があります

危険なブロック塀などが避難地、避難経路または緊急輸送道路に面している以下のブロック塀など

- ・避難地、避難経路または緊急輸送道路に面している
- ・容積率400%以上の商業地域内の道路に面している

ブロック塀などの造り替えについて助成があります

#### ④家具転倒防止事業

- ・浜松市では、地震による住宅内の家具の転倒・散乱による被害を防止するため、家具転倒防止事業を実施しています。事業概要は以下のとおりです。
- ・詳しくは、浜松市役所危機管理課（TEL:053-457-2537）まで問い合わせてください。

#### 【家具転倒防止事業の概要】

##### ■対象世帯

###### ①高齢者世帯

- ・満 65 歳以上の人（年度内に満 65 歳に達する人を含む）のみの世帯
- ・満 65 歳以上の人および満 18 歳未満の人（年度内に満 18 歳に達する人を含む）のみの世帯

###### ②障がいのある人（※）の世帯

- ・障がいのある人のみの世帯
- ・障がいのある人および満 18 歳未満の人（年度内に満 18 歳に達する人を含む）のみの世帯

###### ③満 65 歳以上の人（年度内に満 65 歳に達する人を含む）、障がいのある人および満 18 歳未満の人（年度内に満 18 歳に達する人を含む）のみの世帯

※障がいのある人とは：身体障害者手帳の被交付者、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の被交付者、障害厚生年金・障害基礎年金の受給権者またはこれと同等の人、介護保険法の要介護者または要支援者のこと

##### ■固定対象の家具等

- ・タンス、食器棚、冷蔵庫、テレビなどの重い家具や家電製品など（5 品以内）の取り付け作業代

※5 品を超える取り付け作業代は申請者の負担となります。

※器具代は申請者の負担となります。

##### ■申請書の提出先

###### ①持参する場合

- ・市役所危機管理課や最寄りの区役所の区振興課、協働センターの地域振興グループまたは市民サービスセンター

###### ②郵送する場合

- ・浜松市役所危機管理課に提出

【宛て先】〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

浜松市役所危機管理課 家具転倒防止事業担当

###### ③FAXの場合

- ・浜松市役所危機管理課に提出

【送信先】浜松市役所危機管理課 FAX：053-457-2530

---

## (4) 地震保険

- ・地震や津波などによる建物や家財の損害を補償する保険として「地震保険」があります。
- ・加入している保険の契約書の写し（コピー）なども非常持出品として事前に準備しておきましょう。

### ■地震保険の概要

- ・地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流出による損害を補償する地震災害専用の保険
- ・対象は居住用の建物と家財
- ・火災保険では、地震を原因とする火災による損傷や地震により延焼・拡大した損害は補償対象外
- ・地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となり、火災保険への加入が前提（地震保険は火災保険とセットで契約する）
- ・既に火災保険を契約している人は、契約期間の途中からでも地震保険への加入が可能

## IV-2-2 非常持出品、備蓄品

### (1) 非常持出品

非常持出品とは、災害発生時などの避難する時のために各家庭で備える食料品や日用品などの生活用品です。

#### ①基本の準備

- ・できれば、ひとりで1つのリュックを用意します。
- ・重さの目安は男性で15 kg、女性で10 kg程度とし、たくさん詰め込みすぎないように自分で持てる重さを確認しておく必要があります。
- ・重い缶詰などでなく、水を注ぐだけで簡単にできる乾燥食品など、できる限り軽いものが持ち運びに便利です。
- ・寝室、玄関、居間、車のトランクなど、何か所かに分散して保管しておきます。

#### ■非常持出品一覧

項目	品名	項目	品名
必需品	携帯ラジオ	常備薬・ 救急セット	救急用品セット（ばんそうこう、消毒薬、ガーゼなど）
	懐中電灯		マスク
	予備電池		持病の薬、常備薬
	ヘルメット・防災ずきん		おくすり手帳
	笛（ホイッスル）		衣類（上着・下着・靴下）
	軍手、くつ、スリッパ	雨がっぱなど	
	筆記用具、メモ帳	生活用品	洗面用具（タオル、歯ブラシ）
貴重品	現金（1,000円札と公衆電話用の10円玉）		万能ナイフ、はさみなど
	通帳類・証書類（預貯金通帳、免許証、健康保険証など）		ライター、マッチ
	印鑑		使い捨てカイロ
非常食	飲料水（1人あたり必要最低限500ml×3本程度）		ウェットティッシュ、ティッシューパーなど
	非常食（アルファ化米、乾パン、缶詰など）、箸・スプーン		ビニール袋
			携帯トイレ
		その他	避難行動計画（保存版）・防災マップ

### ポイント

#### ■最低3日分の食料・飲料水

- ・地震直後は食料の確保が満足にできません。救援活動が受けられるようになるまでの食料は、各家庭で備えておく必要があります。非常持出品としては、最低3日分の食料、飲料水を準備しておきましょう。

#### ■携帯トイレ・簡易トイレも必須

- ・地震により水道や下水道が寸断すると、水洗トイレが使えなくなります。そのため、家族分の携帯トイレや簡易トイレを備えておくことが重要です。



## ②個別に必要なもの

- ・家族構成によって非常持出品の内容が変わります。通常の非常持出品に加え、自分の家庭にあった非常持出品を準備しましょう。

### ■女性

<input type="checkbox"/> 生理用品（1回の周期分）
<input type="checkbox"/> 携帯用ビデ
<input type="checkbox"/> 防犯ブザー                      など



### ■乳幼児・妊産婦

<input type="checkbox"/> 粉ミルク、離乳食
<input type="checkbox"/> 哺乳びん
<input type="checkbox"/> おんぶ・抱っこ紐
<input type="checkbox"/> おむつ、お尻ふき
<input type="checkbox"/> バスタオル
<input type="checkbox"/> 母子健康手帳                      など



### ■その他

<input type="checkbox"/> 予備メガネ、コンタクトレンズ
<input type="checkbox"/> 予備補聴器
<input type="checkbox"/> 予備入れ歯
<input type="checkbox"/> 介護用品
<input type="checkbox"/> 大人用おむつ
<input type="checkbox"/> つえ                                      など



## ③常に持ち歩くもの

- ・いつどこで被災するか分からない災害に備えて、非常持出品のうち、持ち歩けるものについては、いつも使うバッグに入れて常に携帯するよう心掛けましょう。

<input type="checkbox"/> 笛（ホイッスル）
<input type="checkbox"/> 携帯食（チョコレートなど）
<input type="checkbox"/> 携帯電話、充電器
<input type="checkbox"/> 救急セット、常備薬
<input type="checkbox"/> マスク、ハンカチ、ティッシュ
<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
<input type="checkbox"/> 防災カード                              など





## (2) 備蓄品

- ・ 救援物資が届くまでの数日間を過ごすための生活用品です。
- ・ できれば7日分を用意（そのうち3日分は非常持出品）しましょう。
- ・ 飲料水は1人につき1日3リットルを目安に用意しましょう。
- ・ 非常食は消費期限に注意し、定期的に入れ替えましょう。（例えば、期限の古いものから使い、買い足していく）

### ■備蓄品一覧

項目	品名	項目	品名
非常食	飲料水（1人1日3リットルが目安）	衣類	衣類（上着・下着・靴下）
	非常食（アルファ化米、乾パン、缶詰、インスタント食品など）		タオル、毛布
	ポリタンク・非常用給水袋	生活用品	使い捨てカイロ
	食器類（紙皿、紙コップなど）		ウェットティッシュ、ティッシュペーパーなど
燃料	ビニール袋		
燃料	卓上コンロ、ガスボンベ	ラップ、アルミホイル	
	ライター、マッチ	携帯トイレ・簡易トイレ	
			洗面用具、ドライシャンプー

## IV-2-3 帰宅困難に備えて

### (1) 帰宅困難者の定義

- ・大規模な災害が発生した場合、交通機関の麻痺により自宅に戻れない「帰宅困難者」になるおそれがあります。
- ・政府の中央防災会議では、帰宅困難者を「地震発生時に外出している者のうち、自宅までの距離が遠く徒歩で帰宅することが困難な人」と定義しています。
- ・帰宅の距離が20km以上になるとほぼ全員が帰宅できない状況になるとされています。勤務先や学校からの距離を調べておきましょう。
- ・帰宅距離が20km未満の人は、勤務先や学校から徒歩で帰宅することを想定し、日ごろから準備しておきましょう。

#### ■帰宅距離と帰宅困難の関係性

帰宅距離が10km未満の人	全員「帰宅可能」とする
帰宅距離が10km以上20km未満の人	個人の運動能力により、1kmごとに帰宅可能者が10%ずつ低減していくとされています
帰宅距離20km以上の人	全員「帰宅困難」とする

(資料:首都直下地震専門調査会報告、平成17年度)

### (2) 日ごろの備え

#### ①会社からの一斉帰宅の抑制

- ・大地震が発生した場合、ほとんどの交通機関は停止し、駅などには多数の人が集まり混乱します。
- ・混乱を避けるため、むやみに移動せず、社内にとどまったり、外出中などは一時滞在施設などを利用し、帰宅を見合わせましょう。

#### ②職場などに備蓄品・防災グッズを準備

- ・徒歩で帰宅するために職場にも防災グッズを準備しておきましょう。特に長時間歩くためには足元ケア用品が重要になります。
- ・帰宅できない場合のために、職場に3日分の食料や飲料水も準備しておきましょう。

#### ■徒歩で帰宅するために必ず備えておきたいもの

<input type="checkbox"/> 帰宅地図
<input type="checkbox"/> 飲料水・簡易食料
<input type="checkbox"/> 携帯トイレ
<input type="checkbox"/> 運動靴
<input type="checkbox"/> 足元ケア用品(靴擦れ保護パッド、足マメ保護パッドなど)
<input type="checkbox"/> 雨がっぱ

### ③帰宅地図を準備

- ・徒歩で帰宅することを想定し、帰宅地図を準備しておきましょう。
- ・災害の状況によっては、道路が通行不能になることもあるため、複数のルートを決めておくようにしましょう。
- ・あらかじめ、帰宅途中にある避難所や一時滞在が可能な施設などの場所を確認しておきましょう。

#### 帰宅困難者の行動心得 10 カ条（東京都提唱）

- 1 あわてず騒がず、状況確認
- 2 携帯電話、携帯ラジオをポケットに
- 3 作っておこう帰宅地図
- 4 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- 5 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- 6 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- 7 安否確認、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板や遠くの親せき
- 8 歩いて帰る訓練を
- 9 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
- 10 声を掛け合い、助け合おう

（出典：東京都防災ホームページ）

#### IV-2-4 ペットのための備え

- ・災害時は人間の避難だけでも厳しい状況になると考えられますが、さらに犬や猫などのペットを連れて避難する場合、一層困難な状況になると予想されます。
- ・災害時にペットと一緒に避難することを想定し、日ごろから準備しておく必要があります。



##### (1) 事前にできること

###### ①日ごろからできるペットへの対応

###### ■飼い主の身元が確認できるものをペットにつける

- ・鑑札や迷子札、マイクロチップなど

###### ■基本的なしつけをしておく

- ・避難所には動物が嫌いな人やペットを飼っていない人も大勢いるため、無駄吠えをさせないなど、他人の迷惑にならないように日ごろからのしつけが大切

###### ■ワクチンを接種する

- ・避難所では、多くのペットが集まることが予想され、病気に感染するおそれがある

###### ■不妊去勢手術をしておく

- ・他のペットとのトラブルを未然に防ぐためにも大切

###### ②ペットのための備蓄

###### ■1週間分のえさと2~3日分の水

- ・ペット専用のものは手に入りにくいいため、1週間分のえさの準備が必要
- ・ドライフードや缶詰など長期保存できるものを準備

###### ■リード、フン取り道具

- ・猫はトイレ砂も用意

###### ■ケージやキャリングバッグ

- ・避難所で他人や他のペットの迷惑にならないよう、日ごろからケージへ入ることに慣れさせておく

###### ■飼い主とペットと一緒に写った写真

- ・ペットや飼い主を捜すのに役立つ

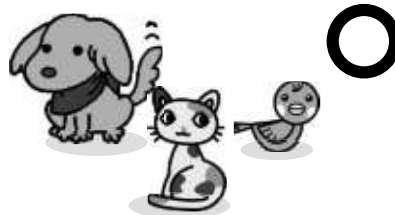
資料：(社)静岡県動物保護協会・(社)静岡県獣医師会のパンフレット

## (2) 避難所におけるペット受け入れ

・浜松市では以下のような考えに基づき、避難所にペットを受け入れる予定です。

### ①受入れ対象となるペット

・避難所で受け入れるペットは、原則として、  
犬、猫、小鳥その他の小動物とします。



※ただし、以下のような場合は受入れできない場合があります。

- ×他の人やよそのペットに対して危害を与えるおそれがある
- ×他の人やよそのペットに対して無駄吠えをする
- ×予防接種をしていないなど、周囲に病気をうつすおそれがある



### ②基本的な方針

- ・避難所では、人間の居住場所とペットの飼育場所を完全に分離し、屋外においてケージに入れたり、つなぎ止めたりして飼育します。
- ・ケージ・つなぎ止めによる飼育ができないペットは、避難所での受け入れはできません。
- ・避難所でのペットの管理は、ペットを連れてきた避難者（以後「飼い主」という）による自主管理を原則とします。
- ・飼育に必要な用具（ケージ・えさなど）は原則として飼い主が用意してください。
- ・避難所での飼育に必要な作業（飼育場所の管理・清掃）は、飼い主が共同で行うものとします。
- ・身体の不自由な災害時要援護者が身体障害者補助犬（盲導犬など）と共に避難してきた場合には、別の部屋（教室）や場所を用意し、そこで居住します。

## IV-2-5 家族防災会議を開く

### (1) 家族防災会議のテーマ

- ・いざという時に備えて、避難行動計画（保存版）、防災マップ、防災カードを使って年2回は家族全員で防災会議を開きましょう。
- ・家族防災会議では、避難場所・避難経路の確認や非常持出品などの点検、家族間の連絡の取り方、飲料水・非常食の入れ替えなどを行きましょう。
- ・家族防災会議は、一度だけではなく、定期的に行うことが大切です。

#### 家族防災会議のテーマ

■避難経路、避難場所を確認する

■非常持出品、備蓄品を確認する

■連絡方法、情報入手方法を確認する

■家族の役割分担を決める

■危険箇所をチェックする

■家の中の安全対策を行う



## (2) 家族防災会議で考えよう

### ①避難場所・避難経路の確認

- ・防災マップを使って、以下の手順で自宅から避難場所へ向かう道順（避難経路）を確認しましょう。
- ・自宅だけでなく外出時の避難場所についても家族で話し合い、防災マップの「わが家の防災メモ」に記入しておきましょう。

#### 【避難経路の決め方の手順】

- ①防災マップ上の自分の家に印をつけます
- ②災害ごとに避難場所（避難所や身近で安全な場所など）を設定し、防災マップに印をつけます  
また、「わが家の防災メモ」に避難場所を記入します
  - ・特に地震と風水害、土砂災害時で避難所が異なる場合がありますので、注意してください
- ③自宅から避難場所までの避難経路を複数考えます
  - ・災害時は道路が通行できない場合もあるため、複数の経路を考えておきましょう

#### 避難経路を決める時のポイント（例）

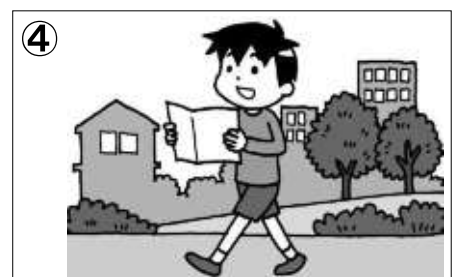
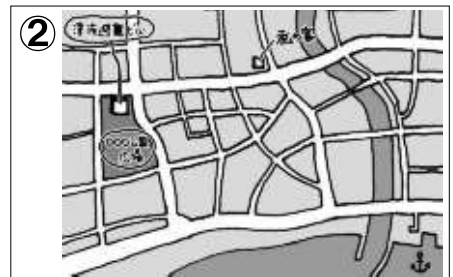
- 避難場所までできるだけ早く行ける経路を選ぶ
- できるだけ広い道路を選ぶ
- がけ地や河川、橋などはできるだけ避けて経路を選ぶ

- ④設定した避難経路を実際に歩いてみて、危険な箇所を確かめます

#### 危険な箇所のチェックポイント（例）

- 狭い道路     電柱、ブロック塀
- 住宅が密集している場所
- 土砂災害の危険がある場所
- ガードレールがない用水路 など

- ⑤点検した結果から、避難経路を見直します



## ②情報入手方法の確認

- ・災害に備えて自ら情報が入手できる手段を確保しておく必要があります。
- ・家族防災会議ではまず家族全員が携帯電話へ「浜松市防災ホットメール」を登録していることを確認し、まだ登録していない場合はすぐに登録しましょう。
- ・また、災害時の連絡先や災害用伝言ダイヤル「171」は家族全員が使い方を理解していないと、いざという時に役に立ちません。

### ■携帯電話で浜松市防災ホットメールを登録する

- ・登録していない家族がいたら、全員登録する
- ※具体的な登録方法は4-3 ページを参照

### ■災害時の家族間の連絡の取り方を決め、伝言サービスなどの使い方を確認する

- ・災害用伝言ダイヤル「171」
- ・災害用伝言板（携帯電話・パソコン）
- ・遠くにいる親せきの連絡先 など
- ※具体的な登録方法などは4-8～4-11 ページを参照

## ③防災カードの書き方

- ・家族全員がひとり一枚の防災カードをつくり、日ごろ使っているバッグや財布の中に入れて持ち歩きましょう。
- ・下記を参考にして、防災カードに家族の連絡先、家から避難場所までの道順、自分自身の情報を記入しましょう。

### 【家から避難場所までの道順の書き方】

- ①家から避難場所までの主な道路を書く
- ②家と避難場所の位置を書く
- ③避難する道順を書く
- ④道順で目印になる建物や大きい木などを書く

表面	<b>家族の連絡先</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名(続柄)</th> <th>連絡先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松 育子 (妻)</td> <td>パート先</td> <td>090-xxxx-xxxx</td> </tr> <tr> <td>浜松 守 (息子)</td> <td>〇〇小学校</td> <td>000-0000</td> </tr> <tr> <td>浜松 保 (父)</td> <td>携帯電話</td> <td>090-0000-0000</td> </tr> <tr> <td>浜松 治子 (母)</td> <td>自宅</td> <td>xxx-0000</td> </tr> </tbody> </table>			氏名(続柄)	連絡先	電話番号	浜松 育子 (妻)	パート先	090-xxxx-xxxx	浜松 守 (息子)	〇〇小学校	000-0000	浜松 保 (父)	携帯電話	090-0000-0000	浜松 治子 (母)	自宅	xxx-0000	<b>防災カード</b> 家から避難場所までの道順 (地図) 		
	氏名(続柄)	連絡先	電話番号																		
	浜松 育子 (妻)	パート先	090-xxxx-xxxx																		
	浜松 守 (息子)	〇〇小学校	000-0000																		
	浜松 保 (父)	携帯電話	090-0000-0000																		
浜松 治子 (母)	自宅	xxx-0000																			
<b>災害時の連絡先 (遠くに住んでいる親せきや友だち)</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>関係</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠山 まち子</td> <td>妹</td> <td>〇〇-xxxx</td> </tr> </tbody> </table>			氏名	関係	電話番号	遠山 まち子	妹	〇〇-xxxx	地域の安全な場所 危険箇所 避難場所の名前 〇〇集会所、△△小学校												
氏名	関係	電話番号																			
遠山 まち子	妹	〇〇-xxxx																			
裏面	氏名 浜松 悟		持病 ぜんそく																		
	性別 (男)・女		飲んでいる薬 〇〇〇、xxx、△△△																		
	生年月日 昭和40年 9月 1日		メモ欄 就寝前																		
	血液型 RH (+)・- A型		NTT 災害用伝言ダイヤル ・録音 171+1 + 自宅の電話番号 ・再生 171+2 Fm Haro! 周波数: 76.1MHz 浜松市の災害情報 QRコード →																		
	住所 浜松市〇〇区〇〇町××番地△																				
	自宅の電話番号 053-000-△△△△		保険証の番号 No. 〇〇〇〇〇〇〇〇																		



#### ④家族の役割分担を決める

- ・災害発生時の家族の役割分担を決めておきましょう。

##### ■地震時の役割分担表(参考)

役 割	誰が(名前)
テレビ、ラジオ、浜松市防災ホットメールで 情報を確認する	
火を消す	
ガスの元栓を閉める	
電気のブレーカーを切る	
出入口を確認する	
非常持出品を取りに行く	
消火器・バケツを用意する	
飲料水を確保する	
家族への伝言を書しておく	

※空欄は上記以外に役割がある場合、自分で書き込むために使用してください。

## 【参考】家庭内DIGをやってみましょう

- DIGは、地図を使って防災対策を検討する訓練で、図上避難訓練とも言われます。
- DIGとは、Disaster (災害) Imagination (想像力)、Game (ゲーム) の頭文字から取って命名されています。また、DIGという単語は「掘る」という意味を持つ英語の動詞でもあり、転じて、探求する、理解するといった意味をもっています。このため、災害の被害や対策を想像することで防災意識を高め、災害への理解を深めることを目的として実施するものです。
- 家庭内DIGは静岡県危機管理局で考案されました。詳しくは「静岡県地震防災センター」のホームページを参考にしましょう。

静岡県地震防災センター

家庭内DIGのテキスト（出典：静岡県地震防災センター）